

# 「NEDO事業者（中堅・中小・ベンチャー企業）向け事業化促進支援対策に係るデータ収集業務及びビジネスマッチング等の実施」に係る公募について

（2020年 4月 8日）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記業務の実施者を一般に広く募集いたしますので、本業務について受託を希望する方は、下記に基づきご応募ください。

## 記

### 1. 件名

「NEDO事業者（中堅・中小・ベンチャー企業）向け事業化促進支援対策に係るデータ収集業務及びビジネスマッチング等の実施」

### 2. 業務の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、事業実施者の事業化を促進し、周辺関連産業の技術力向上を目指すとともに、中堅・中小・ベンチャー企業の保有する潜在的技術シーズを活用し、新事業の創成と拡大・ベンチャー企業の立ち上げ等、事業化の加速を目指した技術開発を支援することを目的として、従来から出口戦略の強化としてビジネスマッチング等を企画実施している。

本事業は、ハンズオン支援の一環として技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行うものであり、事業化に近い開発テーマに対しては、ベンチャーキャピタルや大手企業等とのビジネスマッチングの機会を提供するなど、技術開発成果を事業化に結びつけるための周辺支援を実施している。特に、エネルギー分野への注目と期待が集まる中、本事業の技術開発成果の事業化を更に推進するためには、エネルギー分野におけるより効果的なビジネスマッチング等を実施することが必要である。

そのため、今後の市場への早期な本格的導入が求められているエネルギー分野の技術開発成果を、具体的なビジネスに結びつけるためのビジネスマッチング等を企画・実行し、その結果報告をまとめる。

### 3. 事業内容

2019年度に実施した調査事業『NEDO事業者（中堅・中小・ベンチャー企業）向け事業化促進支援対策に係るデータ収集業務及びビジネスマッチング等の実施』を参考にして、本事業の特定のテーマに対して効果的なビジネスマッチングの成功要素や課題を検討し、本事業の採択事業者（以下「事業者」という。）への効果的なビジネスマッチング等の企画と実施を行う。加えて、その成果に関する報告会を行うことによりその成果を検証する。

今回想定するマッチング参加事業者は、2019年度までに本事業終了、又は2020年度に本事業実施中の10事業者程度とする。

また、ビジネスマッチング等に必要な情報を整理し経年的に活用できるようデータベースを更新する。詳しくは仕様書を参照のこと。

#### 4. 応募要領

##### (1) 応募資格

次のa. からd. までの全ての条件を満たすことのできる、単独で受託を希望する企業等とします。

- a. 事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDOが調査／事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる能力及び体制を有していること。
- d. 個人情報を提供するにあたり、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。

##### (2) 応募方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「6. 提案書類の提出期限及び提出先」に基づいて提出してください。FAX及びE-MAILでの提案書の提出は受け付けられません。郵送又は宅配便により提案書類を提出する場合は、提案書受理票の返送用として、返送先を明記し、82円切手を貼付した返送用封筒を提案書類一式に併せてお送りください。
- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。
  - ・ 仕様書 【PDFファイル】
  - ・ 提案書類 【Wordフォーマット】
  - ・ 調査委託契約書（案）  
< [https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h30\\_3yakkan\\_chousa.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h30_3yakkan_chousa.html) >
  - ・ 契約に係る情報の公表について 【PDFファイル】
  - ・ 秘密情報の取扱いに係る特別約款 【PDFファイル】

#### 5. 審査等

##### (1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

##### (2) 審査基準

- a. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

##### (3) その他留意事項

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

<[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gi\\_jutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gi_jutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOホームページ

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合

があります。

#### ○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

<[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOホームページ

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

#### a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

#### b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号： 044-520-5131

FAX番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

○国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

○安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

\*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatut07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

○検査及び報告の徴収について

契約約款で示す「検査及び報告の徴収」の他に、新たに条件を付加する場合があります。

6. 提案書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限：2020年 5月8日（金）12:00必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedmail/index.html>) にご登録いただきますと、ホームページに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 総括グループ 担当：山城、八木  
〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

※持参の場合は16階「総合案内」にて受付を行い、受付の指示に従ってください。

7. 問い合わせ

本事業の内容に関するお問い合わせは、2019年 4月30日（木）までに限り、以下の連絡先まで平日10時00分～12時00分及び13時00分～17時00分の間にご連絡ください。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

連絡先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

イノベーション推進部 総括グループ 担当：山城、八木

TEL：044-520-5170 FAX：044-520-5178